

神戸市身体障害者自動車運転免許取得補助金支給要綱

昭和49年12月27日
主 管 助 役 決 裁

(趣 旨)

第1条 この要綱は、身体障害者の福祉の増進を図り、その自立更生を助長するため、自動車の運転免許の取得に要した経費を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格)

第2条 補助金の支給を受けることができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者
- (2) 市内に引続き1年以上居住している者（市外の社会福祉施設等に居住する者を含む。）であって、市が身体障害者福祉法第9条の規定により援護の実施機関となるもの
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項に規定する指定自動車教習所において、技能を取得し、同法85条第1項に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車の運転免許を取得した者
- (4) 運転免許取得後1年以内の者
- (5) 運転免許取得に要した経費を自らの負担で指定自動車教習所に支払いをした者

(補助金)

第3条 補助金は、予算の範囲内において1人1回限りとし、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15条）別表5号に定める1級から4級までの者については10万円、5級及び6級の者については6万円を限度として免許を取得するために自ら支払いをした経費の2分の1以内の額とする。

(受給申請)

第4条 補助金の支給を受けようとする者は、自動車運転免許取得補助金申請書とその居住地を管轄する福祉事務所長を経由して市長に提出するとともに身体障害者手帳及び取得した運転免許証を当該福祉事務所長に提示しなければならない。

(支給決定)

第5条 福祉事務所長は、前条の申請があったときは、申請者の住所、運転免許取得の有無等を確認し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の提出を受けた場合は、その内容を審査し、支給を決定したときは自動車運転免許取得補助金支給決定通知書（以下「支給決定通知書」という。）により、否決したときは自動車運転免許補助金申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の支給)

第6条 支給決定通知書を受けた者は、直ちに支給決定通知書及び請求書を福祉事務所長を経由して市長に提出し、補助金の支給を受けるものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、偽りの申請その他不当な手段により補助金の支給を受けたと認めた場合は、既に支給した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(申請書等の様式)

第8条 申請書その他の書類の様式は、次の各号に定めるところによる。

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1) 自動車運転免許取得補助金申請書 | 様式第1号 |
| (2) 自動車運転免許取得補助金支給決定通知書 | 様式第2号 |
| (3) 自動車運転免許取得補助金申請却下通知書 | 様式第3号 |
| (4) 請求書 | 様式第4号 |

(施行細目)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和50年1月1日に施行し、昭和49年4月1日以降運転免許証を取得した者について適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和52年3月31日以前に運転免許証を取得した者に対する補助金額は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、昭和55年3月31日以前に運転免許証を取得した者に対する補助金の額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。